【規程番号　神女大短Ⅰ－018】

神戸女子大学・神戸女子短期大学地域連携推進センター規程

（設 置）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に、地域社会との連携に関する諸活動（以下「連携活動」という。）を組織的・総合的に推進する地域連携推進センター（以下「センター」という。）を置く。

（目 的）

第２条　センターは、本学の地域連携活動の拠点として関係する事項を統括し、学生及び教職員の円滑な地域連携活動を推進するとともに教育と学術研究の成果を地域に還元し、地域社会に貢献することを目的とする。

（事 業）

第３条　センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 地域連携推進委員会が行う事業

(2) その他目的達成に必要な事業

（組 織）

第４条　センターは、次の構成員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 地域連携推進委員会

(4) その他、センター長が目的達成のために必要と認めた者

（センター長）

第５条　センターにセンター長を置く。

２　センター長は、学長が任命する。

３　センター長は、センターを統括・代表する。

４　センター長は、当該年度の事業の経過及び次年度の事業計画を学長に報告し、承認を得るものとする。

５ センター長は、副センター長を任命することができる。

（副センター長）

第６条　センターに副センター長を置くことができる。

２ 副センター長は、センター長の職務を補佐する。センター長に事故があるときは、センター長の職務を代行する。

（構成員の任期）

第７条　任期は１年とし、再任を妨げない。

２　欠員が生じた場合は、これを補充する。

（事務職員）

第８条　センターの事務所管部署は、学生課とする。

（改 廃）

第９条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）